

第六次 島本町行財政改革プラン

平成30(2018)年8月

島本町

目次

はじめに	1
第 1 プラン策定の背景	2
1 これまでの取組	2
2 本町の行財政運営を取り巻く課題	4
第 2 プランの推進に向けて	8
第 3 行財政改革の推進方針	9
1 行政経営の視点による事業の推進	9
2 持続可能な財政運営の推進	10
3 人材の育成と組織基盤の強化	12
第 4 具体的な推進項目	13
1 行政経営の視点による事業の推進	13
(1) 民間活力の活用	13
(2) 広域連携の推進	13
(3) ICT（情報通信技術）の活用	13
(4) 公共施設の適正管理	14
(5) 個人給付などの見直し	14
(6) 補助金の見直し	14
(7) 事務事業の見直しと行政評価の活用	15
2 持続可能な財政運営の推進	16
(1) 町税などの安定的確保	16
(2) 多様な手法による財源確保	16
(3) 企業立地の促進	16
(4) 公営企業会計・特別会計の健全運営	17
(5) 受益者負担の適正化	17
(6) 保有資産の有効活用	17
(7) 公債費負担の平準化	17
(8) 財務情報の公表	18
3 人材の育成と組織基盤の強化	18
(1) 人材の育成と改革意識の醸成	18
(2) 機能的な組織体制の構築	18
(3) 働き方改革への対応	18

*平成 31 年 5 月から年号が変わりますが、現時点では新元号が未定のため、本プランでは、改元以降の時期についても、現行の年号（平成）で表記しています。

はじめに

本町では、昭和 62 年の「第一次島本町行政改革大綱」以降、断続的に計画を策定し、効率的かつ効果的な行財政運営の推進と、安定的な財政基盤の確立をめざし、行財政改革に取り組んできました。

地方分権の進展に伴い、住民に最も身近な地方自治体である市町村の果たす役割は大きくなり、社会経済情勢の変化に伴い、多様化する住民ニーズや拡大する行政課題への迅速かつ適切な対応が求められています。

また、将来に向けては、高齢化の進展などに伴う社会保障関係経費の増大、老朽化した公共施設の更新・改修費用の増大、生産年齢人口の減少による税収の減少など、本町の行財政運営を取り巻く状況は、今後一層厳しさを増していくことが見込まれています。

このような状況においても、本町の魅力を高め、未来に希望がもてる、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくためには、引き続き、行財政改革を着実に進めながら、安定的かつ継続的な行政サービスの提供に努める必要があります。

そのため、これまでの行財政改革の取組を継承しながら、本町を取り巻く状況・課題の変化に対応し、最少の経費で最大の効果をあげることができる行政体制の構築をめざし、「第六次島本町行財政改革プラン」を策定しました。

この計画に基づき、職員一丸となって継続的に行財政改革に取り組んでまいりますので、住民のみなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

第 1 プラン策定の背景

1 これまでの取組

(1) 行財政改革の流れ

本町では、昭和 62 年に第一次となる行政改革大綱を策定して以降、現在まで、五次にわたり行財政改革の取組を進めてきました。

計画名称	策定年	主な実績
行政改革大綱（第一次）	昭和 62 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料・手数料の見直し ・ 民間委託の導入（送迎バスの運行、入浴サービス） ・ 各種システムの導入による事務合理化 ・ 給与・手当の見直し
行政改革大綱（第二次）	平成 10 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公債費の繰上げ一括償還 ・ 民間委託の導入（学校給食業務の一部） ・ 町ホームページの開設、庁内 LAN の導入 ・ 組織機構の見直し
第三次行政改革実施計画	平成 15 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体補助金の一律削減 ・ 民間委託の導入（体育館の受付業務） ・ 会議公開指針、公募委員選考要領の策定 ・ 職員の削減、手当の見直し、組織機構の見直し
第四次行財政改革プラン	平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料・手数料の見直し ・ 町営住宅跡地等の売却 ・ ふれあいセンターに指定管理者制度を導入 ・ 職員の削減、給与・手当の見直し、係長試験の導入
第五次行財政改革プラン	平成 23 年	※下記参照

(2) 直近の取組（第五次行財政改革プランの主な実績と課題）

平成 23 年に策定した「第五次行財政改革プラン」（平成 23～27 年度）において取り組んだ実績と、未達成や検討中等となっている課題は次のとおりです。（平成 28・29 年度の取組も含む。）

主な実績	主な課題
<p>（財源確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 町税・水道料金等でコンビニ納付を導入 ➤ 債権管理条例に基づく滞納徴収の強化 ➤ 施設使用料・減免基準の見直し ➤ ごみ処理手数料、下水道使用料の見直し ➤ 企業立地促進条例を制定 ➤ 町営住宅跡地の売却（企業立地に活用） ➤ 町広報誌に広告掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ コンビニ納付は保険料・保育料等では未実施。クレジットカード決済の導入についても検討が必要 ➤ 企業立地促進については、条例に基づく奨励金の交付実績はなく、引き続き取組が必要 ➤ 保有資産（土地・施設）の売却や貸付等によるさらなる収入確保策の検討

主な実績	主な課題
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子育て支援協力金の創設（住宅開発事業者から） ➤ ふるさと納税の充実（寄附の用途を特定するクラウドファンディングを導入） ➤ 町有地の貸出（駐車場） 	
<p>（広域連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ パスポート発給事務の委託 ➤ し尿処理事務の委託 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ごみ処理、消防の広域連携に向けて、引き続き取組が必要
<p>（事務事業の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 個人給付の見直し（町独自の給付・事業等の減額、廃止、対象見直し、他事業への転換等） ➤ 公募型事業補助（にぎわい創造事業補助金）を創設 ➤ イベント事業評価による見直し ➤ 町広報番組の放送回数・更新頻度の見直し（委託料を削減） ➤ 庁舎・町施設の電気・ガス供給事業者の自由化導入（電気・ガス料金の削減） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ サービス費の増加等に対応するため、さらなる個人給付等の見直しが必要 ➤ 各種補助金の検証と見直し ➤ その他の事務事業（町独自事業、計画、会議、相談事業等）の検証と見直し
<p>（民間活力の活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 全小中学校で給食業務の一部民間委託 ➤ 公募による民間保育園の整備 ➤ 公募による障害者地域生活支援拠点等施設の整備（H31年度開設に向け準備中） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定管理者制度の導入は2施設（ふれあいセンター・やまぶき園）のみに留まっている。
<p>（組織・人事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 人事評価制度を実施 ➤ 時間外勤務の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「働き方改革」への対応 ➤ 行政課題等に対応した機能的な組織の構築
<p>（サービス向上、電子化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 戸籍事務の電子化 ➤ 親子方式による中学校完全給食の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 個人番号カードを活用した電子申請・サービス等への対応 ➤ クラウドシステムの導入
<p>（公共施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公共施設総合管理計画の策定 ➤ 学校の耐震改修、橋りょうの長寿命化改修 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設保有量の圧縮と機能の維持、長寿命化、更新・改修への対応

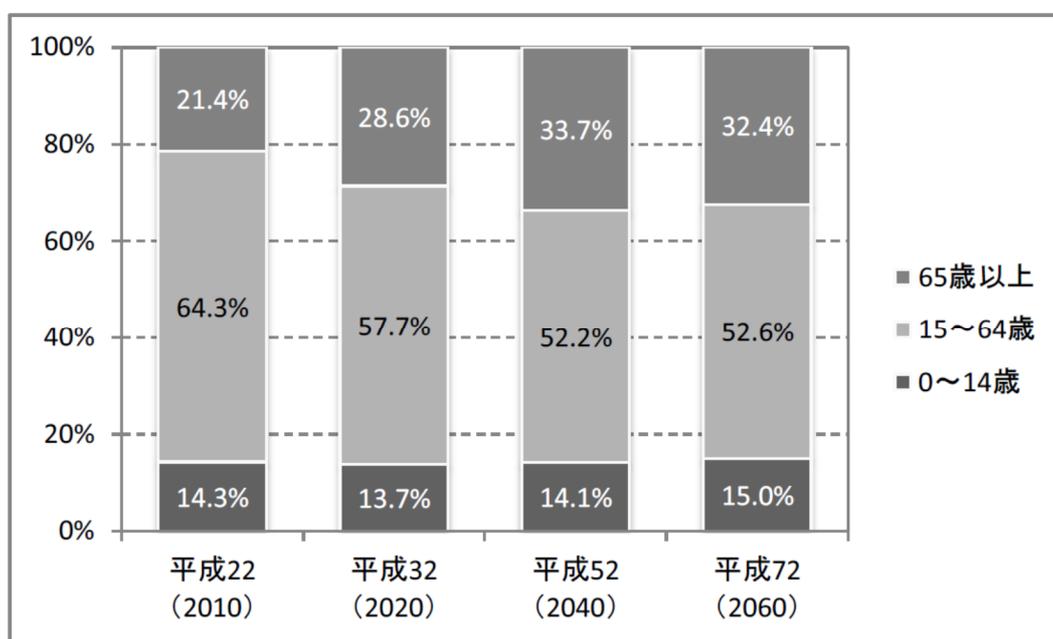
2 本町の行財政運営を取り巻く課題

(1) 高齢化の進展と生産年齢人口の減少

本町では今後、全国の多くの自治体と同様に、総人口が減少するとともに、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)の割合が大幅に低下する一方、老年人口(65歳以上)の割合が急速に高まることが予測されます。

「島本町人口ビジョン」(平成28年3月策定)では、これに対し、社会動態における転出入の均衡や、合計特殊出生率の向上をめざすことを通じ、将来における人口減少の緩和と高齢化率の上昇緩和を図ることを目標としています。

【年齢3区分別人口の将来展望】



出典：島本町人口ビジョン（平成28年3月）

上のグラフは同ビジョンに基づく目標推計ですが、目標どおり推移した場合でも、平成52(2040)年には、全体の約34%が65歳以上となり、約1.55人の生産年齢人口で1人の老年人口を支えることとなります。(総人口の目標は、平成52(2040)年時点で27,411人、平成72(2060)年時点で24,650人)

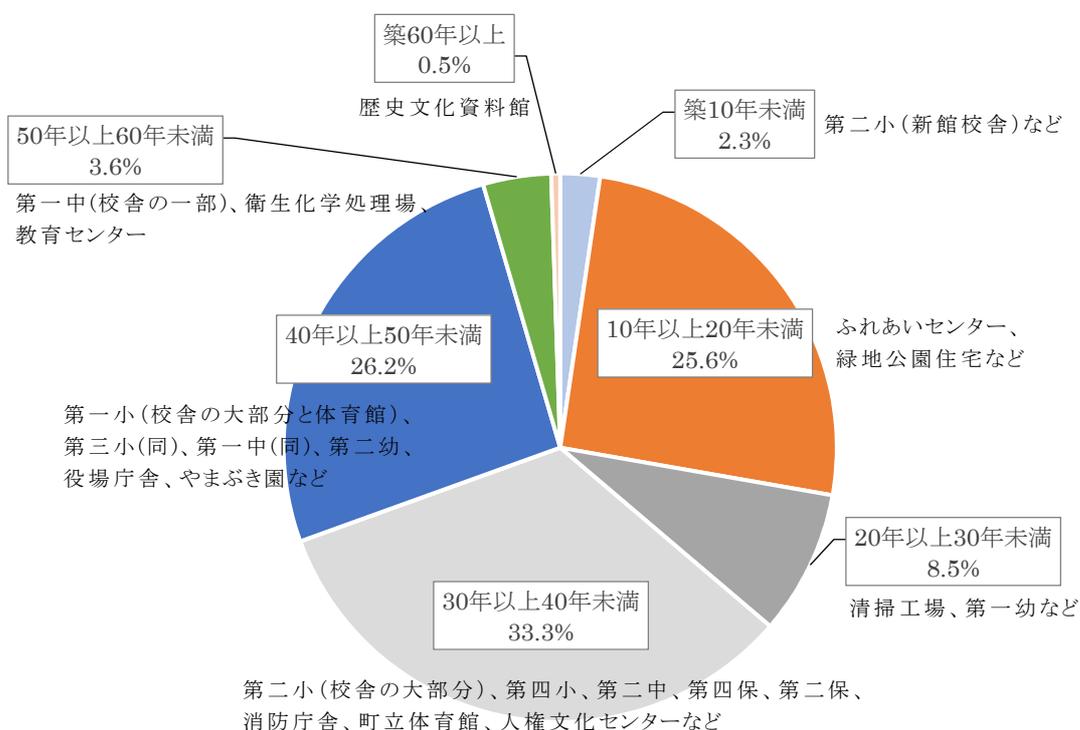
このことから、今後、生産年齢人口の減少による税収の減少や、老年人口の増加による介護・福祉・医療等の社会保障関係経費の増加が、大きな課題になると予想されます。

(2) 公共施設の更新・改修

「島本町公共施設総合管理計画」(平成28年3月策定)では、本町が保有する「公共建築物」の総延床面積は、約8万㎡となっていますが、築年別の延べ床面積の割合をみると、築30年以上の建物が保有面積全体の約6割を占めています。このうち、耐震化が図られていない建築物が全体の約4分の1を占めており、これらの大規模改修や建替には、多額の費用が必要となります。

また、道路・橋りょう・上下水道など、住民生活や地域経済を支える「インフラ施設」についても、適切に維持管理していく必要があります。

【公共建築物の築年別延べ床面積の割合】



出典：島本町公共施設総合管理計画（平成28年3月）

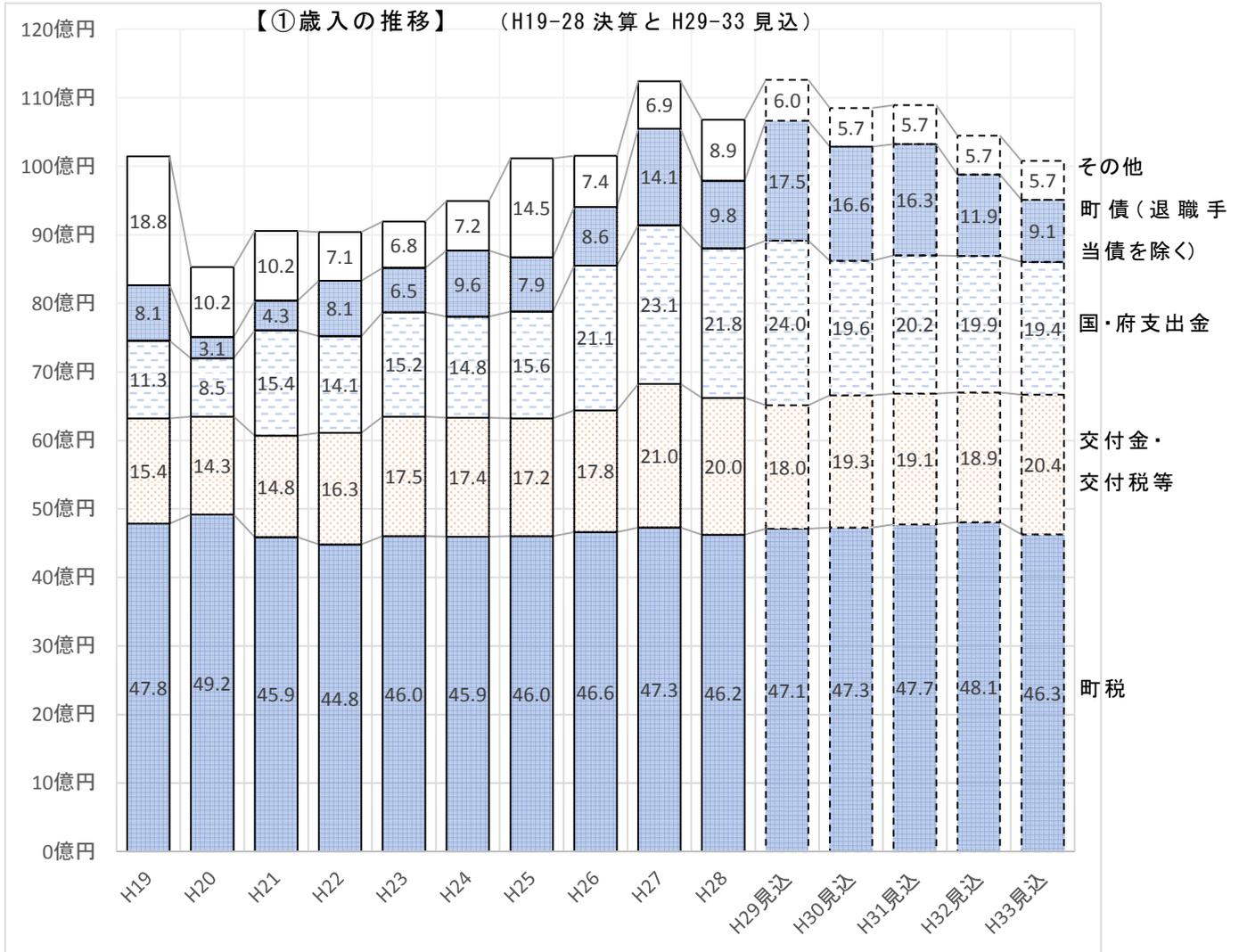
※上記のグラフは、平成28年3月策定の計画から引用した参考資料であり、平成30年度時点で既に廃止等の方針が決定している施設（衛生化学処理場、やまぶき園、第二幼稚園）も含まれています。

今後、公共建築物やインフラ施設の大規模改修に多額の費用を要する時期が続き、平成45(2033)年頃からは、老朽化した施設の更新が集中的に必要となる時期が到来すると予測されています。

これに対応するため、施設の長寿命化、統廃合や多機能化等による保有量の圧縮、計画的な更新による費用負担の平準化などに取り組む必要がありますが、それでもなお、現在の水準と比較して、建設事業費が増大していくことは避けられない見通しとなっています。

(3) 財政の状況

町財政の状況をみると、「歳入」では、自主財源の多くを占める「町税収入」は、概ね横ばいで推移しています。今後、生産年齢人口の減少に伴い、町税収入は減少していくことが想定されます。

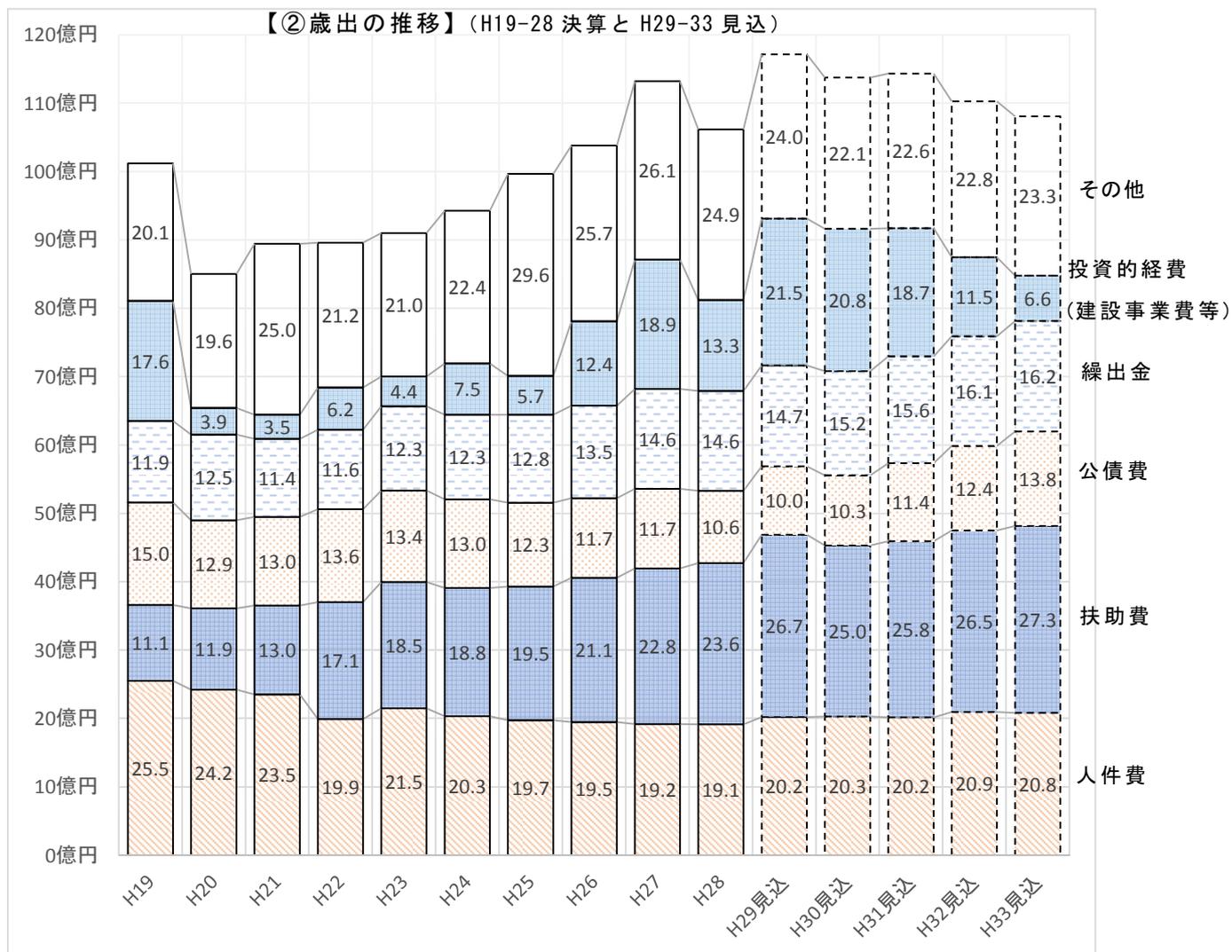


一方、「歳出」においては、社会保障関係経費である「扶助費」¹が過去10年間で倍増しており、「繰出金」²も、高齢者の医療や介護に係る支出増に伴い、増加傾向にあります。

これらの歳出増加に対応するため、町では行財政改革を推進し、人件費の削減や事業の見直し、民間委託の導入、保有資産の売却などに取り組んできました。しかし、それでもなお財源不足に陥っており、町の貯金である「積立基金」を取り崩して予算を編成しなければならない状況となっています。

¹ 「扶助費」＝ 社会保障制度の一環として、被扶助者に対して行う各種支援に要する経費のこと。(介護・福祉サービス、生活保護、保育・子育て支援サービス等に要する経費)

² 「繰出金」＝ 一般会計と特別会計の間、又は特別会計相互間において支出される経費のこと。



【③経常収支比率、積立基金(貯金)、町債(借金)の状況】(H19-28 決算と H29-33 見込) (単位: 億円)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29見込	H30見込	H31見込	H32見込	H33見込
経常収支比率	108.9%	102.2%	103.6%	98.1%	99.4%	97.8%	97.4%	99.6%	95.9%	98.9%	99.0%	96.3%	99.0%	102.4%	105.7%
積立基金残高	44.4	40.3	36.7	38.0	38.6	38.8	47.0	44.9	42.3	42.6	38.2	33.0	27.6	21.8	14.5
町債残高	134.9	127.3	120.6	117.0	112.0	110.3	107.4	105.7	109.4	109.7	118.0	125.6	131.8	133.0	130.1

①～③の出典：普通会計中期財政収支見通し（平成 29 年 9 月）

※①～③の資料については、平成 29 年 9 月現在の推計値をもとに作成したものです。今後の制度改革や事業の進捗等により、各年度の決算見込みは大きく変動します。

今後も、社会保障関係経費や公共施設の更新・改修費が増えていく中で、限られた財源と人員を有効に活用し、持続的に住民サービスを提供するため、事務事業の見直しや効率化、財源の確保、経費の節減等の「行財政改革」を引き続き推進していく必要があります。

第 2 プランの推進に向けて

1 推進期間

本プランの推進期間は、平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までとします。

なお、社会経済情勢や町財政の動向、本町を取り巻く環境の変化などを踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととします。

2 取組目標

「第 3 行財政改革の推進方針」に基づき、「第 4 具体的な推進項目」を定め、これに掲げるそれぞれの改革事項を計画的に実行します。

これらの改革の全庁的な推進を通じ、限られた行政資源の最適配分による行政サービス全体の質の向上をめざすとともに、実質収支の黒字維持、国が示す指標である健全化判断比率や経常収支比率の適正水準の維持など、財政の健全性を維持していきます。

* 今回のプランでは、各項目において目標効果額は設定しませんが、毎年度の進行管理において、改革に伴う削減額等の実績効果額を算定し、公表します。

3 進行管理

「第 4 具体的な推進項目」に基づく各年度の取組実績を取りまとめ、年次報告書として公表します。

また、広報誌やホームページなどの広報媒体を通じ、本町の行財政改革に向けた取組について、広く住民のみなさまへの周知に努めます。

第3 行財政改革の推進方針

社会経済情勢や本町の財政状況を踏まえながら、本町の総合計画をはじめとする各種の計画に掲げる施策を着実に進めるとともに、多様化する住民ニーズに適切に対応していくためには、効率的かつ効果的な行財政運営に努め、創意と工夫によるまちづくりを進めていくことが必要です。

このため、限られた資源を有効に活用して持続可能な自治体経営を進め、住民福祉の維持・向上を図るため、次に掲げる基本的視点を踏まえ、積極的に行財政改革を推進することとします。

1 行政経営の視点による事業の推進

「島本町まちづくり基本条例」では、「町は、総合計画に基づく事業の実施に当たり、行政経営の視点から、最少の経費で最大の効果を挙げる手法を選択し、住民の満足度の向上に努めなければならない。」と定めています(第18条第3項)。

本町が持つ人的資源・物的資源・財源といった行政資源を、最適かつ効果的に配分・運用することを追求し、町政を全体的に考えて幅広く住民のみなさまの満足度の向上につながる事業内容及び手法となるよう、継続的な見直しに努める必要があります。

本町ではこれまでも、費用対効果などの検証に基づく事業の再編・整理などを実施してきました。引き続き、行政需要の的確な把握に努め、真に必要とされる事業を可能な限り効率的に行うことにより、質の高い行政サービスの提供をめざします。

(1) 民間活力の活用

限られた職員数で、サービス水準を低下させることなく行政運営を行うため、民間で行うことが可能であり、かつ効率的・効果的にサービスを提供できる業務は民間に任せることとし、指定管理者制度や民間委託等の手法により、積極的に民間活力の活用を推進します。

(2) 広域連携の推進

本町が抱える課題の解決や、新たな行政需要への対応、住民サービスの向上や効率化に資する有効な選択肢として、他自治体との広域連携を積極的に推進します。

(3) ICT（情報通信技術）の活用

電算関係経費と業務負担の節減、災害時におけるデータバックアップ及び業務継続性の確保等のため、「自治体クラウド」³の導入に向けた取組を進めます。

また、個人情報保護や情報セキュリティの確保に十分留意しながら、新たな情報技術の導入による業務の効率化や住民サービスの向上に努めます。

³「自治体クラウド」＝ 地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組。

(4) 公共施設の適正管理

「島本町公共施設総合管理計画」に基づき、将来の世代に過大な負担を残すことなく、必要な施設を安全に引き継ぐため、各施設の利用状況などを踏まえた実現可能な保有量の圧縮、計画的な維持保全による長寿命化などの取組を進め、後年度の建設事業費を可能な限り平準化できるよう努めます。

(5) 個人給付などの見直し

介護・福祉サービス費の増加に対応するため、町独自の個人給付等については整理と見直しを行い、サービスの確保や基盤の整備、相談支援や就労支援など各種支援体制の充実を図ります。

事業の見直しに際しては、近隣自治体の状況や、国・府の類似制度の状況、町の計画や方針との整合等を考慮し、対象要件や金額の見直し、他事業への転換、統合、廃止などを検討します。

(6) 補助金の見直し

本町が交付する各種の補助金について、行政目的を達成するための手法としてより効果的な運用を図るため、新たに「補助金の適正運用に関する指針」を策定し、定期的に検証・見直しを行います。

また、多様な担い手との協働によるまちづくりを推進するため、地域課題の解決や地域活性化などに資する公益活動を対象に、新たな公募型補助制度を検討します。

(7) 事務事業の見直しと行政評価の活用

業務内容が増大する中で適切な選択と集中を図るため、各種事務事業について、目的や必要性などを総合的に判断した上で、整理・再編・効率化等を見直しを進めます。

事務事業の見直しに際しては、必要に応じて行政評価の手法を活用し、コストや効果などの分析と結果の公表に努めます。

2 持続可能な財政運営の推進

将来にわたって質の高い住民サービスの提供を持続するためには、健全な財政を堅持することが不可欠です。建設事業の財源として発行する町債(町の借金)は、世代間の負担の公平性という観点から一定の合理性があるものですが、将来の返済額を十分に考慮した対応を行う必要があります。一方、積立基金(町の貯金)についても、建設事業をはじめとする将来の財政支出に備え、一定の規模で確保し続ける必要があります。

このため、事務事業の見直しなどによる歳出の抑制とともに、町税をはじめとする歳入の安定的な確保に努め、基金や町債に依存しすぎることなく、財政収支の均衡を図ることができるよう、持続可能な財政運営に取り組みます。

(1) 町税などの安定的確保

生産年齢人口の減少などに伴い将来における町税収入の減少が見込まれる中、自主財

源の安定的な確保に向け、公正な課税と収納対策に取り組むとともに、税外収入（保険料、保育料、水道料金等）の未収金縮減に努めます。

（２）多様な手法による財源確保

特に建設事業など多額の経費を要する事業の実施に際しては、国・府補助金など特定財源の確保を前提とし、その獲得に努めます。

また、ふるさと納税や、広報媒体への広告掲載などの多様な収入確保に努めます。

（３）企業立地の促進

「島本町企業立地促進条例」に基づき、新たな企業の立地及び既存企業の定着に向けた取組を推進します。

（４）公営企業会計・特別会計の健全運営

地方公営企業である水道事業については、企業の経済性を発揮し、不断に経営改善を図り、経営基盤を強化します。

公共下水道事業については、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上などに取り組むため、公営企業会計への移行を実施します。

その他の特別会計についても、その設置目的を踏まえ、一般会計からの繰出金に安易に依存することなく、健全運営に向けた取組を推進します。

なお、一般会計からの繰出金のうち、特に基準外のものについては抑制を図ります。

（５）受益者負担の適正化

各種の使用料・手数料については、住民負担の公平性と受益者負担の原則に基づき、行政サービスコストの抑制にも留意しながら、料金及び減免基準の見直しなどに向けた検討を行います。

（６）保有資産の有効活用

本町が保有する資産のうち、遊休地など当面の利用予定がないものについては積極的に貸付を行い、収入の確保に努めるとともに、将来にわたり公共施設の立地などの利用予定が見込まれないものについては売却を行い、その資金を将来の施策展開の財源や公債費対策に充てることとします。

（７）公債費負担の平準化

将来の公債費負担を見据えた計画的な起債発行により、財政負担の平準化を図ります。

（８）財務情報の公表

財政運営の透明性を高め、住民のみなさまへの説明責任を果たすため、町の予算・決算及び財政状況に関する情報を、広報誌などの広報媒体を通じて住民のみなさまにわかりやすくお知らせします。

3 人材の育成と組織基盤の強化

本町では過去の行財政改革の取組において、人件費の抑制に努めており、本町の職員数は、類似団体との比較において1割近く少なくなっています(総務省調査による。公営企業・特別会計を除く。)。また、職員の平均年齢も若く、比較的経験の浅い若手中堅層の職員が組織の中核を担っています。

このような状況において、高度化・多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応し、質の高い住民サービスを提供していくため、職員一人ひとりが意欲を持ち、能力を最大限発揮することができるよう、人材の育成に努めます。

あわせて、国の人事院勧告、類似団体や近隣自治体の動向を踏まえ、職員数と給与水準の適正化を図りながら、簡素で機動力のある組織体制の構築に努めます。

(1) 人材の育成と改革意識の醸成

「島本町人材育成基本方針」に基づき、人事給与制度や研修などを積極的に活用し、「改革へのチャレンジ精神をもった職員」、「経営感覚を備えた職員」、「住民感覚をもった職員」、「信頼される職員」、「自己向上に積極的に取り組む職員」の育成をめざします。

(2) 機能的な組織体制の構築

行政課題や社会経済情勢の変化を捉え、柔軟かつ的確に対応できるよう、必要に応じて行政組織の見直しや調整を行います。

あわせて、職員数の適正規模を維持しながら、持続的な行政運営を行うため、計画的な職員採用により年齢構成の平準化に努めます。

(3) 働き方改革への対応

労働生産性の向上による総労働時間の短縮をめざし、事務フローの見直しなどの業務効率化に取り組みます。

また、「時間外勤務の適正化方針」に基づき、職員の健康の維持増進やワーク・ライフ・バランスなどの観点から、過重な時間外勤務の発生を可能な限り抑制することを通じ、人件費の抑制に努めます。

第4 具体的な推進項目

1 行政経営の視点による事業の推進

(1) 民間活力の活用

推進項目		取組内容	H30	H31	H32	H33	H34	担当課
①	指定管理者制度等の導入に向けた検討	各公共施設の管理運営のあり方について改めて点検・評価を行い、指定管理者制度や業務委託によりサービス向上や効率的な運営が見込まれる施設については、導入に向けた検討・準備を進めます。	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	施設所管課 政策企画課
②	地域包括支援センターの民間委託	高齢者の総合相談窓口のさらなる機能強化を目的として、開設日や相談時間の拡充等が可能となるよう、民間委託での事業実施に向けて検討・準備を進めます。	検討	⇒	実施	⇒	⇒	いきいき健康課
③	保育所給食業務の一部民間委託	業務の効率化及びサービスの向上を目的とし、他団体の事例研究を行い、保育所給食業務の一部について民間委託を進めます。	検討	⇒	⇒	実施	⇒	子育て支援課
④	その他の取組	その他、民間で行うことが可能であり、かつ効率的・効果的にサービスを提供できる業務について検討を行い、民間活力の活用を図ります。	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	庁内全課

(2) 広域連携の推進

推進項目		取組内容	H30	H31	H32	H33	H34	担当課
①	広域連携の推進	ごみ処理・消防などの広域連携に向けて、検討・調整を行います。 その他、地方自治法に基づかない緩やかな連携も含めて、広域連携の推進に取り組みます。	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	政策企画課 環境課 管理課 庁内全課

(3) ICT（情報通信技術）の活用

推進項目		取組内容	H30	H31	H32	H33	H34	担当課
①	自治体クラウドの導入	既存システムの更新時期等を踏まえ、自治体クラウドの導入に向けた検討・準備を進めます。	検討	⇒	実施	⇒	⇒	総務・債権管理課 システム所管課
②	マイナンバー制度を活用した取組	住民サービスの向上や業務の効率化を目的に、マイナンバー制度を活用した行政サービスの提供を検討します。 また、住民票等のコンビニ交付の導入の可否についても検討します。	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	政策企画課 業務所管課
③	その他の取組	その他、ICTの活用による業務の効率化や住民サービスの向上に努めます。	検討 (順次実施)	⇒	⇒	⇒	⇒	庁内全課

(4) 公共施設の適正管理

推進項目		取組内容	H30	H31	H32	H33	H34	担当課
①	やまぶき園 (障害者地域生活 支援拠点等施設の 整備)	町立やまぶき園の施設の老朽化等に対応するため、通所サービス・短期入所・相談支援等の機能を併せ持ち、町内の障害者や家族の地域生活を支える「地域生活支援拠点等施設」を、民設民営方式により整備します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	福祉推進課
②	第二幼稚園 (閉園後の跡地整 備)	平成30年度に施設解体に係る設計を行うとともに、跡地に整備する民間認定こども園の整備・運営事業者を募集します。また、平成31年度に施設解体工事及び認定こども園の施設整備を行います。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	子育て支援課
③	町立キャンプ場 (閉鎖に向けた取 組)	施設の安全対策や立地条件に起因する緊急時の対応、さらには費用対効果の面から、関係部署と具体的な調整・協議を進め、平成30年度をもって最終の開設とするよう、取り組みます。	検討 実施	⇒	⇒	⇒	⇒	生涯学習課
④	教育センター (他施設への統合 検討)	施設が老朽化していることに加え、耐震基準を満たしていないことから、センター機能の他施設への統合について検討します。	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	教育総務課 教育推進課
⑤	小中学校・第一幼 稚園 (長寿命化計画の 策定)	開発等に伴う今後の児童生徒数の推移を見込み、教室数等を精査した上で、平成32年度に長寿命化計画を策定します。	検討	⇒	策定	⇒	⇒	教育総務課 子育て支援課
⑥	町営住宅 (管理のあり方検 討)	島本町営住宅長寿命化計画に基づく、長寿命化型の改善事業の実施に取り組み、施設の予防保全に努めます。また、施設管理について、指定管理者など民間活力の活用を検討します。	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	都市計画課
⑦	その他の取組	その他、「島本町公共施設総合管理計画」に基づき、保有量の圧縮、多機能化、長寿命化、管理運営の効率化など、施設全体の適正管理に努めます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	施設所管課

(5) 個人給付などの見直し

推進項目		取組内容	H30	H31	H32	H33	H34	担当課
①	個人給付などの見直し	町独自の給付金や各種事業について、廃止を含めた見直しを行うとともに、時代の変化や住民ニーズに対応した新たな事業への転換等を検討します。	検討 (順次 実施)	⇒	⇒	⇒	⇒	福祉推進課 いきいき健康課 教育総務課 子育て支援課

(6) 補助金の見直し

推進項目		取組内容	H30	H31	H32	H33	H34	担当課
①	補助金の検証・見直し	「補助金の適正運用に関する指針」を策定し、定期的に補助金の検証・見直しを行います。	検討 実施	⇒	⇒	⇒	⇒	政策企画課 補助金所管課
②	新たな公募型公益活動補助制度の創設	より効果的な補助制度の運用を図るため、新たな公募型公益活動補助制度の創設について、にぎわい創造補助金との統合も含めて検討します。	検討 実施	⇒	⇒	⇒	⇒	コミュニティ推進課 にぎわい創造課 生涯学習課

(7) 事務事業の見直しと行政評価の活用

推進項目		取組内容	H30	H31	H32	H33	H34	担当課
①	事業終期(見直し期間)の設定	町独自に行う新規事業について、原則として事業終期(見直し期間)を設定し、期間内での効率的・効果的な運営に努め、事業効果の検証を行い、継続の要否を判断します。	検討実施	⇒	⇒	⇒	⇒	事業所管課 政策企画課
②	イベント事業評価	平成28年度から実施しているイベント事業評価について、引き続き各イベントの効果検証及び公表を行い、整理・効率化等の見直しを進めます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	事業所管課 政策企画課
③	計画策定事務の見直し	各種計画について、位置づけや必要性、業務量・コスト等を検証し、他計画との統合、廃止、方針・指針等への転換、策定事務の簡素化などの見直しを検討します。	検討実施	⇒	⇒	⇒	⇒	計画所管課 政策企画課
④	会議の見直し	各種審議会・会議について、役割や必要性を検証し、内容が類似しているもの、必要性が低下しているもの等は、整理・統合、開催頻度や委員数の見直しなどを検討します。	検討実施	⇒	⇒	⇒	⇒	会議所管課 政策企画課
⑤	相談事業の見直し	各種相談事業について、役割や必要性を検証し、類似しているもの、相談ニーズが低下しているもの等は、整理・統合、事業内容の見直しなどを検討します。	検討実施	⇒	⇒	⇒	⇒	事業所管課 政策企画課
⑥	窓口業務の効率化	業務の効率化やサービス向上を目的として、窓口業務の委託や統合等について調査・検討を行います。	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	政策企画課 業務所管課
⑦	広報媒体の見直し(町広報番組のあり方検討)	番組内容を見直し、平成29年度から事業費を削減しており、今後その効果の検証を行いながら、町広報番組のあり方を検討します。	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	コミュニティ推進課
⑧	町保育士配置基準の見直し	待機児童や保育士不足に対応するため、町独自の保育士配置基準について、一部の年齢児を対象に見直しを検討します。	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	子育て支援課
⑨	効率的な電力・ガスの調達	庁舎・施設等で使用する電力・ガスの供給事業者を定期的に見直すことで、電気・ガス使用料の節減を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総務・債権管理課
⑩	ごみの減量化	ごみアプリの導入、小型家電リサイクル等の取組を推進することで、ごみの分別を徹底するとともに、ごみ排出量を抑制し、ごみ処理費の削減を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	環境課
⑪	その他の事務事業の見直し	その他、効果的な費用の投入を図るため、事務事業の見直し・改善に努めます。	検討(順次実施)	⇒	⇒	⇒	⇒	庁内全課

2 持続可能な財政運営の推進

(1) 町税などの安定的確保

推進項目		取組内容	H30	H31	H32	H33	H34	担当課
①	町税・国民健康保険料などの安定確保	<p>自主財源の安定確保に向け、債権の管理に関する条例に基づき毎年度徴収計画を策定し、徴収率の向上など適正な債権管理に努めます。</p> <p>【主な債権】町税、保育料等(保育所・幼稚園・学童保育室)、し尿処理手数料、生活保護法78条徴収金・63条返還金、町営住宅(使用料・駐車場使用料・共益費)、奨学貸付金返還収入、保険料(国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険)、水道料金・下水道使用料など</p>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	債権所管課
②	多様な公金納付方法の導入	<p>納付の利便性向上のため、多様な公金納付方法(クレジットカード決済、コンビニ納付等)について、費用対効果を踏まえて導入を検討します。(コンビニ納付については一部で実施中)</p>	検討実施	⇒	⇒	⇒	⇒	債権所管課

(2) 多様な手法による財源確保

推進項目		取組内容	H30	H31	H32	H33	H34	担当課
①	ふるさと納税の充実	<p>事業目的を特定して寄附者を募る「クラウドファンディング」の手法を活用するなど、ふるさと納税制度の充実を図ります。</p>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	にぎわい創造課
②	子育て支援協力金の取組	<p>対象となる住宅開発に対して、継続して事業者と交渉するとともに、協力金の有効な用途について検討します。</p>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	子育て支援課
③	広報媒体などを活用した収入の確保	<p>ホームページや広報誌等の有料広告を継続するとともに、新たな広告媒体等の調査・研究を行います。</p>	実施 検討	⇒ 実施	⇒ ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒	コミュニティ推進課 住民課 政策企画課
④	特定財源の確保	<p>各種事業の実施に係る特定財源の把握と確保に努めます。</p>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	財政課 庁内全課

(3) 企業立地の促進

推進項目		取組内容	H30	H31	H32	H33	H34	担当課
①	企業立地に向けた取組	<p>企業立地奨励金の交付制度を継続するとともに、大阪府等の関係機関と連携した取組を進めます。</p>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	にぎわい創造課

(4) 公営企業会計・特別会計の健全運営

推進項目		取組内容	H30	H31	H32	H33	H34	担当課
①	水道事業会計の健全運営	定期的に財政計画等を作成し、健全な財政運営に努めます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	業務課
②	公共下水道事業の企業会計への移行	経営、資産等の正確な把握による経営管理を向上させるため、公営企業会計への移行を進めます。	検討	実施	⇒	⇒	⇒	業務課
③	その他特別会計の健全運営	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の各特別会計における給付の適正化を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	保険課
④	基準外繰出しの抑制	運営の効率化等により基準外繰出しの抑制を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	財政課 各会計所管課

(5) 受益者負担の適正化

推進項目		取組内容	H30	H31	H32	H33	H34	担当課
①	施設使用料及び減免基準などの見直し	住民負担の公平性と受益者負担の原則に基づき、使用料・手数料や減免基準の見直し等を進めます。	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	施設所管課 事業所管課

(6) 保有資産の有効活用

推進項目		取組内容	H30	H31	H32	H33	H34	担当課
①	遊休地などの貸付	当面の利用予定がない遊休地等については貸付を行い、収入の確保に努めます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総務・債権管理課 資産所管課
②	遊休地などの売却	将来にわたり利用予定が見込まれない遊休地等については、売却を検討します。 なお、若山台調整池については、近年の気象の変化や治水対策の状況を踏まえて、慎重に今後のあり方を検討します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総務・債権管理課 資産所管課
③	町施設を活用した太陽光発電システム設置	町施設の屋根や屋上等を太陽光発電事業者に貸し出し、使用料収入を得る事業の実施を検討します。	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	政策企画課 環境課 資産所管課
④	駐車場の有料化	各施設の駐車場について、長時間利用の抑制や資産の有効活用等の観点から、有料化に向けた検討を行います。	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	政策企画課 資産所管課

(7) 公債費負担の平準化

推進項目		取組内容	H30	H31	H32	H33	H34	担当課
①	公債費負担の平準化	建設事業の年度重複を避けるなど、計画的な起債発行により、財政負担の平準化を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	財政課

(8) 財務情報の公表

推進項目	取組内容	H30	H31	H32	H33	H34	担当課
① 財務情報の公表	予算・決算、その他の財政状況等の情報をわかりやすく公表します。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	財政課

3 人材の育成と組織基盤の強化

(1) 人材の育成と改革意識の醸成

推進項目	取組内容	H30	H31	H32	H33	H34	担当課
① 人事評価制度の活用	人事評価の結果を、昇任昇格や人事異動、昇給や勤勉手当などに反映するとともに、職員の能力開発やスキルアップにつなげます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	人事課
② 職員研修の効果的実施	階層別研修や派遣研修の充実・強化により、職員一人ひとりの意識改革と、資質や能力のさらなる向上を進めます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	人事課
③ 事務改善提案制度の活用	職員が常に改善意識を持って考え、さまざまなアイデアが効率化やサービス向上に反映されるよう、提案制度を活用します。また、より効果的に事務改善が図れるよう、制度の見直しを検討します。	検討実施	⇒	⇒	⇒	⇒	政策企画課

(2) 機能的な組織体制の構築

推進項目	取組内容	H30	H31	H32	H33	H34	担当課
① 行政組織の見直し	行政課題や社会経済情勢の変化に応じて、適宜、組織の見直しを行います。	検討実施	⇒	⇒	⇒	⇒	人事課
② 適正な定員管理	各種施策や事業に応じた増員・減員に対応しつつ、民間活力の活用、再任用職員や臨時・非常勤職員などの活用を図りながら、職員定数の適正な管理を行います。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	人事課

(3) 働き方改革への対応

推進項目	取組内容	H30	H31	H32	H33	H34	担当課
① 業務効率化への取組	業務や情報の共有化・マニュアル化や事務フローの見直しを徹底し、事務の簡素化、省力化を進めるとともに、業務の効率化を図ります。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	庁内全課
② 時間外勤務の適正化	事務執行にあたり、適正な進行管理及び時間外勤務の必要性和実績の確認を行うとともに、適宜、職務分担や事務事業の見直しを行いながら、時間外勤務の縮減に努めます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	人事課 庁内全課
③ その他の取組	その他、働く環境の整備や事務事業の統廃合、職員の意識改革に取り組みます。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	庁内全課